

家畜衛生だより 令和元年9月号

紀北家畜保健衛生所

電話 073-462-0500

紀南家畜保健衛生所

電話 0739-47-0974

紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所

電話 0735-58-1481

和牛精液の管理の徹底

最近、宮城県産牛のDNAが父牛と異なっていた問題が起きました。また、精液が輸出検査を受けずに中国へ持ち出された事案もありました。

家畜人工授精や家畜受精卵移植は、家畜の改良増殖上極めて大きな影響をもたらすため、その業務を行うことは、家畜人工授精師や獣医師といった高度な技術と知識を有する者に限定されており、家畜改良増殖法などの法令に基づき的確に実施する責務があります。

和歌山県産牛の信用を守るため、和牛精液の管理を改めてご確認いただき、徹底していただくよう、よろしくお願いいたします。

1. 精液証明書への記載

- ① 精液ストロー1本1本に対応した証明書がなければ、精液を雌に注入することはできず、他者に譲渡することもできません。
- ② 証明書に誤った内容または記載されるべき内容が記載されていない場合は、その証明書は効力がありません。特に裏面の「譲渡・経由の欄」は記載漏れ等が起こりやすいため、必ず購入時に各自記載してください。

※違反すると家畜改良増殖法違反（罰金50万円以下）の可能性あります。

<参考：精液証明書 裏面>

譲渡・経由の確認

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日
東京都〇〇市1-1 △△人工授精所 2019.9.18	和歌山県〇〇市▽▽町 ◎◎ ◎◎ 2019.9.18
	 この部分を記入する！

2. 家畜人工授精簿への正確な記録及び保管

家畜人工授精を行ったときは、家畜人工授精に関する事項を家畜人工授精簿に記録し、5年間保存することが義務付けられています。

※違反すると家畜改良増殖法違反（罰金20万円以下）の可能性あります。

3. 精液ストローの管理

- ① 精液ストローと精液証明書が必ずペアになる状態で管理すること。
- ② 施錠するなど、安易に他者が持ち出すことが可能な状態で置いておかないこと。

気になることや不明な点がありましたら、
所轄の家畜保健衛生所にお問い合わせください。